

台風時の取り扱いについて

平成 27 年 5 月現在

1、「暴風警報」が発令された場合

- (1) 朝の 7 時 30 分の時点で「暴風警報」が発令されている場合、基本的に全日休業となります。
- (2) 作業中に「暴風警報」が発令された場合、または台風の進路により確実に圏内に入る見込みがある場合は、保護者へ連絡後、速やかに帰宅させます。
※安全確保のため、可能な限り保護者の方のお迎えをお願いします。
※送迎サービスを利用している利用者の方は、送迎車にて送ります。

2、「暴風警報」が解除になったとき

午前中に「暴風警報」が解除になった場合：

- (1) 13 時から通所希望の利用者のみ受け入れを致します。その場合は、昼食の提供と送迎サービス利用の利用者の迎えはありません。ただし送迎サービス利用の方のみ送りは送迎車にて致します。その他の利用者の皆さまは、自力での通・退所又は保護者による送迎となります。
ご了承下さい。
※通所希望の利用者の方は、通所前に「そてつ」へご連絡をお願いします。

3、「暴風警報」の発令や解除は、どのようにして情報を得られるのか？

- (1) 「暴風警報」が発令されたかどうかは、テレビやラジオ等で報道があります。「暴風警報」に伴い、公共交通機関（バス）が運休、学校が休校等のお知らせが出た場合は、そてつも休業となります。
※暴風警報及び公共交通機関（バス）が運休の場合は、安全面を配慮の上、全職員も休業となります。当日又は前日（台風の進路状況によって）の利用者へ休業の連絡は致しかねますので、台風報道等を十分ご確認の上、ご判断を宜しくをお願いします。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合も、テレビやラジオ等で報道があります。
「暴風警報」が解除され、公共交通機関（バス）が運行となれば、職員は出勤となりますので、ご不安・ご心配の利用者・保護者の方がおられましたら、そてつまでお問い合わせ下さい。

そてつの電話番号：098-853-0640

4、利用者の皆さまへお願い

- (1) 台風でそてつ休業の場合は、危険ですので外に出歩かないようにして下さい。
保護者の皆さまのご協力をお願い致します。